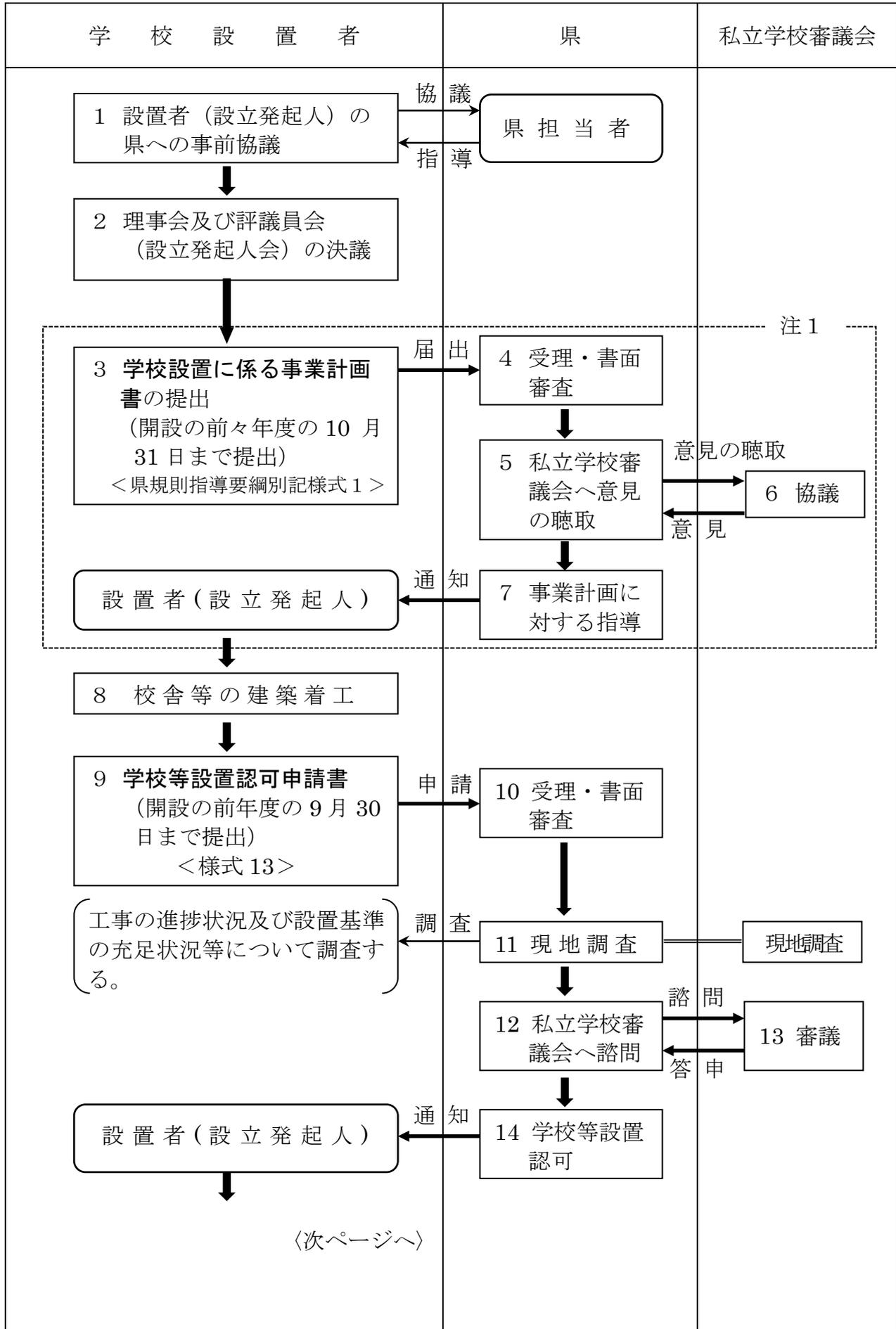
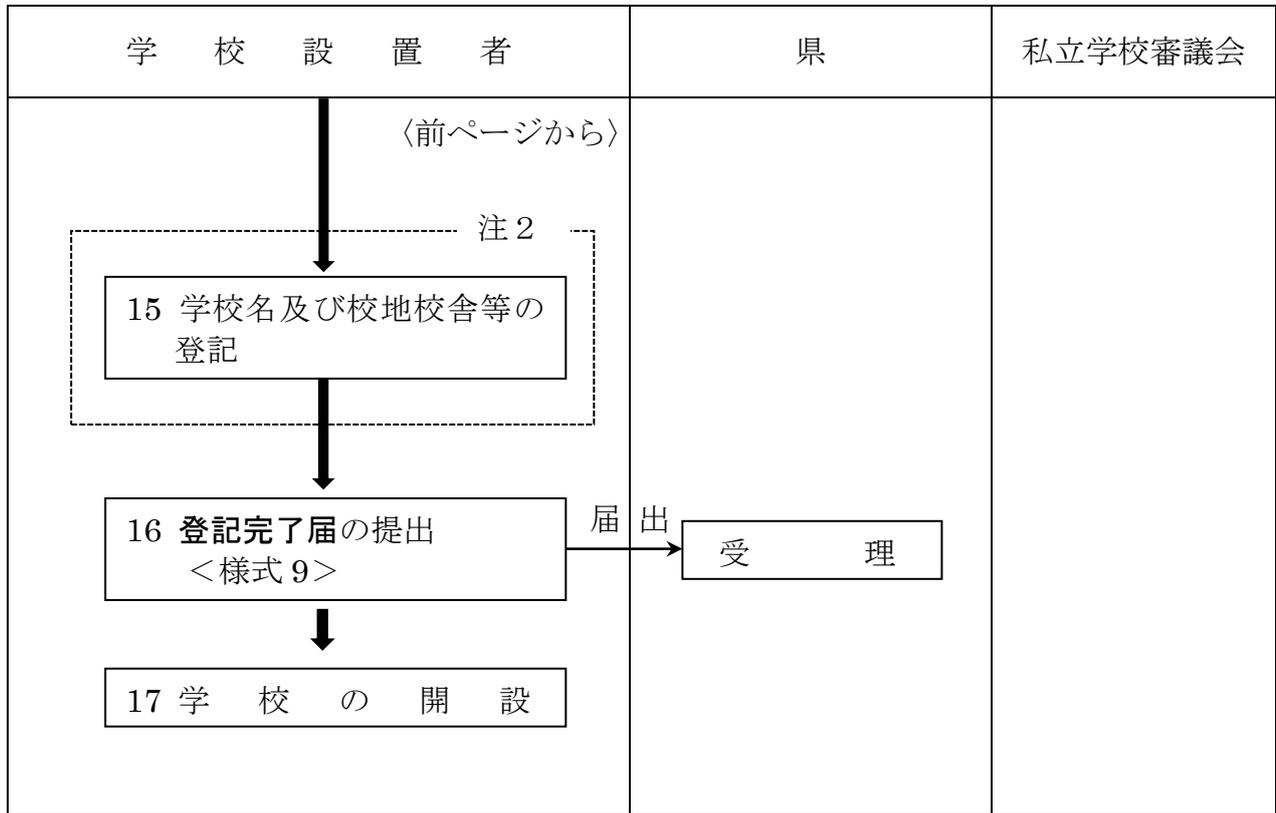


1 学校等の設置 (高等学校に課程・学科を設置する場合、又は専修学校に課程を設置する場合) もこの手続に準ずる。





(注) 1 専修学校、各種学校の設置の場合は、3～7の手続は不要である。

2 高等学校に課程、学科を設置する場合、又は専修学校に課程を設置する場合は、15のうち学校法人及び学校名の登記は不要である。

3 学校法人の設立の手続と同時に行う必要がある。